

市民緑地契約

(1) 制度概要

本制度は、土地や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体またはみどり法人等が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開するもの。【都市緑地法第 55 条】

都市計画区域または準都市計画区域の 300 m²以上の土地（人工地盤上も可）に開設することができる。

(2) 締結状況

2 件の新規契約があり、総件数が増加している。東京都（56 件）、埼玉県（36 件）内で多くの契約が締結されている。

表 1 （締結数 県別）市民緑地契約

都道府県・政令市	都市数	地区数	面積 (ha)
北海道	2	2	2.49
宮城県(仙台市)	1	1	0.12
茨城県	2	4	2.04
埼玉県	12	36	24.51
（うち さいたま市）	(1)	(2)	(0.23)
千葉県	3	22	24.05
（うち 千葉市）	(1)	(17)	(19.62)
東京都	7	56	7.08
（うち 東京特別区）	(5)	(54)	(6.81)
神奈川県	5	14	18.50
（うち 相模原市）	(1)	(9)	(2.64)
岐阜県	1	3	0.78
愛知県	2	12	5.21
（うち 名古屋市）	(1)	(10)	(4.79)
三重県	2	13	9.12
滋賀県	1	1	0.21
京都府(京都市)	1	1	0.35
大阪府	3	3	0.78
（うち 堺市）	(1)	(1)	(0.59)
福岡県(福岡市)	1	1	2.77
大分県	1	1	0.56
合計	44	170	98.56

※ 令和 4 年 3 月 31 日現在

表 2 （締結推移）市民緑地契約

年度	件数	面積 (ha)	備考
H7	1	0.10	
8	5	1.75	
9	22	5.63	
10	43	14.08	
11	66	54.54	
12	87	62.06	

年度	件数	面積 (ha)	備考
13	94	63.80	
14	97	66.40	
15	109	74.41	
16	110	82.14	
17	113	52.52	30ha の大規模な緑地が廃止
18	129	71.55	
19	143	76.84	
20	145	79.65	
21	148	81.44	
22	162	90.49	
23	172	98.70	
24	177	101.71	
25	180	105.37	
26	181	102.49	
27	185	104.20	
28	180	103.24	
29	176	101.30	
30	169	99.88	
R1	168	94.99	
2	168	97.80	
3	170	98.56	

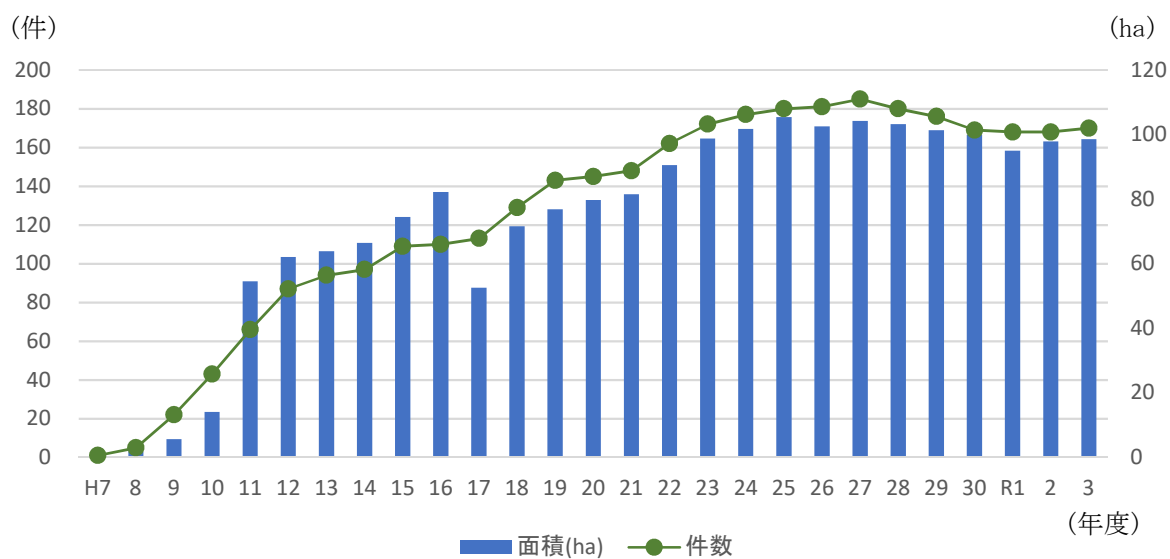


図 (締結推移) 市民緑地契約